

事務連絡
令和2年6月10日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
御中
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
各都道府県・指定都市・中核市保育主管課

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教員免許更新制に係る
手続等の留意事項について（通知）」の一部訂正について」の
送付について

先般、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教員免許更新制に係る手続等の
留意事項について（通知）」（令和2年6月5日付け2教教人第14号文部科学省総合教育
政策局教育人材政策課長通知）の発出についてお知らせしたところですが、同通知の内
容の一部に誤りがあり、その訂正について、各都道府県教育委員会教員免許事務主管課
に対し、別添の事務連絡を発出しましたので、御承知おきください。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校その他の教育機関及び域
内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管部課におかれては、所轄の学
校法人等に対し、各国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対し、各文部
科学大臣所轄学校法人におかれては、その設置する学校に対し、構造改革特別区域法（平
成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担
当課におかれては、所轄の学校設置会社に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こ
ども園主管課におかれては、所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管
課に対し、各都道府県・指定都市・中核市保育主管課におかれては、所管の保育所等及
び域内の市区町村保育所等主管課に対し、周知願います。

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局
教育人材政策課教員免許企画室更新係
TEL：03-5253-4111（内線3572）
E-MAIL：menkyo@mext.go.jp

事務連絡
令和2年6月10日

各都道府県教育委員会教員免許事務主管課 御中

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教員免許更新制に係る
手続等の留意事項について（通知）」の一部訂正について

先般、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教員免許更新制に係る手続等の留意事項について（通知）」（令和2年6月5日付け2教教人第14号文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知）が発出されたところですが、本通知の内容の一部に誤りがありましたので、下記のとおり訂正します。

記

訂正箇所	誤	正
1. (1)	・・・当該日とすべきと考えられる日について、当面、 <u>令和3年1月31日</u> を想定していること。この場合、各免許管理者におかれては、令和3年1月31日までは、・・・	・・・当該日とすべきと考えられる日について、当面、 <u>令和3年2月1日</u> を想定していること。この場合、各免許管理者におかれては、令和3年1月31日までは、・・・
別添	(点線枠内) 「やむを得ない事由」がなくなった日を <u>R3. 1. 31</u> として、 (図下部) <u>R3. 1. 31</u>	(点線枠内) 「やむを得ない事由」がなくなった日を <u>R3. 2. 1</u> として、 (図下部) <u>R3. 2. 1</u>

(訂正の理由)

本通知では、各都道府県教育委員会において、新型コロナウイルス感染症の影響により免許状更新講習の課程の修了が困難であるとして教員免許状の有効期間の延長等を行うに当たり、その期間を「やむを得ない事由」がなくなった日から最長の2年2月と定めた場合、通常、教員免許状の有効期間の満了日等とされている3月31日に揃うことを念頭に置いていたところです。

こうした考え方にに基づき、当初、文部科学省として「やむを得ない事由」がなくなっ

た日とすべきと考えられる日について、「令和3年1月31日」を想定していたところですが、有効期間の延長等は、「やむを得ない事由」がなくなった日から起算することとされており（教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第61条の6）、仮に「令和3年1月31日」を「やむを得ない事由」がなくなった日として、2年2月の有効期間の延長を行うと、延長後の有効期間の満了日等は「令和5年3月30日」となってしまいうため、上記の意図を達する観点から、今回、「やむを得ない事由」がなくなった日とすべきと考えられる日について、「令和3年2月1日」を想定していることと訂正するものです。

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局
教育人材政策課教員免許企画室更新係
TEL：03-5253-4111（内線3572）
E-MAIL：menkyo@mext.go.jp